

新型コロナウイルス感染症の予防と対応について（教職員版）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、本年5月8日から感染症法上の位置付けが5類感染症に変更され、季節性インフルエンザ等と同様の対応になります。

5月8日以降の本学園における感染予防対策等は以下のとおりとなりますので、その時々での感染状況に応じた対策を適切に実施するようお願いいたします。

1. 基本的な感染予防対策

日常における基本的な感染予防対策については、主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることが基本となりますが、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケット、身体的距離の確保等については、引き続き、ご協力をお願いいたします。また、マスクの着用に関しては、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように、ご配慮をお願いいたします。

なお、大学構内での感染予防行動等については、学生向けの「新型コロナウイルス感染予防対策について（2023.5.8～適用）」を参照してください。

2. 教職員本人が感染した場合

医療機関を受診し、陽性と診断された場合は、「**出勤停止**」となりますので、速やかに保健室へ連絡（受付時間：平日 8:30～17:30、TEL：0267-68-6680）してください。出勤停止期間は、「**発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで**」となります。

発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、外出は控えてください。また、症状軽快後24時間程度を経過するまでは、外出を控え、様子を見るようにしてください。

出勤停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用や高齢者等のハイリスク者との接触は控えるなど、周りの方への配慮をお願いいたします。

3. 同居人が感染した場合

新型コロナウイルス感染症患者の「濃厚接触者」として特定されることはなく、行動制限は求められません。従って、保健室への連絡は不要です。但し、同居の家族等が新型コロナウイルス感染症に感染したら、接触日から7日目までは発症する可能性があるため、自身の体調に注意するとともに、基本的な感染予防を徹底するほか、マスクの着用や高齢者等のハイリスク者との接触は控えるようにしてください。

4. 出勤停止に関する届出

出勤再開後、総務課で所定の手続きを行ってください。

